

長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る
市有財産有償貸付募集要項

入 札 日：令和7年3月3日（月）

使用開始日：令和7年4月1日（火）



あいさつ運動・ごみ拾い運動に取り組んでいます。

あたたかく美しいまちをつくりましょう！

目 次

I	入札のあらまし	2、3
II	入札説明書	4～14
1	貸付物件について	4、5
2	参加者の資格	6、7
3	自動販売機の設置条件	8
4	入札参加申込・受付	9
5	入札に係る質問書の受付	9
6	入札保証金	10
7	入札日時等	10
8	入札金額	10
9	入札書	11
10	入札辞退	11
11	開札	12
12	落札候補者の入札参加資格の確認	12、13
13	契約の締結	13
14	貸付料の納付	13
III	共通仕様書（清涼飲料水）	14～16
IV	特記仕様書	17、18
V	市有財産有償貸付契約書(案)	19～23
VI	入札に関する様式	24～38
1	入札参加申込書（申込書・記載例）	25、26
2	入札書（入札書・記載例）	27、28
3	入札辞退届（入札辞退届・記載例）	29、30
4	委任状（委任状・記載例）	31、32
5	制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(申請書・記載例)	33、34
6	誓約書（誓約書・記載例）	35、36
7	役員名簿（役員名簿・記載例）	37、38

I 入札のあらまし

長久手市（以下「本市」という。）では、施設利用者等の利便に資するため、飲料の自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

○入札案内書の配布（この案内書）

令和7年2月6日（木）～令和7年2月20日（木）

本市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/somubu/zaiseika/1/2/r7jihankinbasu.html>



○入札参加申込書の提出 ※郵送又は持参に限る。

令和7年2月6日（木）～令和7年2月20日（木）※土・日・祝日を除く。

午前8時30分～午後5時15分

入札に参加される者は、入札参加申込書を期日までに提出してください（郵送の場合は必着）。

期間内に申込書等を提出されないと、入札に参加できません。



○質問書受付及び回答

令和7年2月6日（木）午前8時30分～

令和7年2月20日（木）午後5時15分

長久手市役所総務部財政課管財係に質問書（様式任意）を電子メールにより送信してください。

回答は令和7年2月26日（水）午後5時15分までに、本市のホームページにより公開します。

電子メール：zaisei@nagakute.aichi.jp



○入札の実施 ※持参に限る。

日時：令和7年3月3日（月） 午後2時から

（受付開始時間：午後1時30分から）

場所：長久手市役所 本庁舎3階 第4会議室

入札書（入札を委任する場合は委任状も）に必要事項を記入・押印して御持参ください。

なお、入札書に使用する印鑑を御持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます。



○落札候補者の決定

入札会場において、入札の終了後、直ちに入札者の面前で開札を行います。開札の結果、入札者のうち予定価格（3年総額）以上で最高価格（3年総額）の入札をした方を落札候補者とします。



○落札候補者の入札参加資格の確認

落札候補者は、令和7年3月5日（水）までに制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び必要書類を提出してください。（郵送の場合は必着。）

期日までに申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。



○落札結果の通知

入札参加資格を確認後、落札者確定通知を郵送します。



○契約の締結

契約締結期限は、令和7年3月24日（月）です。当初の貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、令和10年4月1日から2年を限度に、1年を単位として契約を更新することができます。更新も含めた貸付期間終了後は、再度、入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。



○自動販売機の設置

新規設置の物件等で本市が特に認めた場合を除き、設置工事は契約期間内に行ってください。令和7年4月1日から営業できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他の補償には一切応じられません。契約期間終了までに本市が特に認めた場合を除き、当該市有財産は原状回復のうえ御返却ください。



○貸付料の納付

貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する納入通知書によって納付してください。

Ⅱ 入札説明書

入札に参加を希望される者は、この入札説明書をよくお読みになり、必ず現地を確認するとともに、入札される市有財産の現状及び現形を承知したうえで、入札に御参加ください。

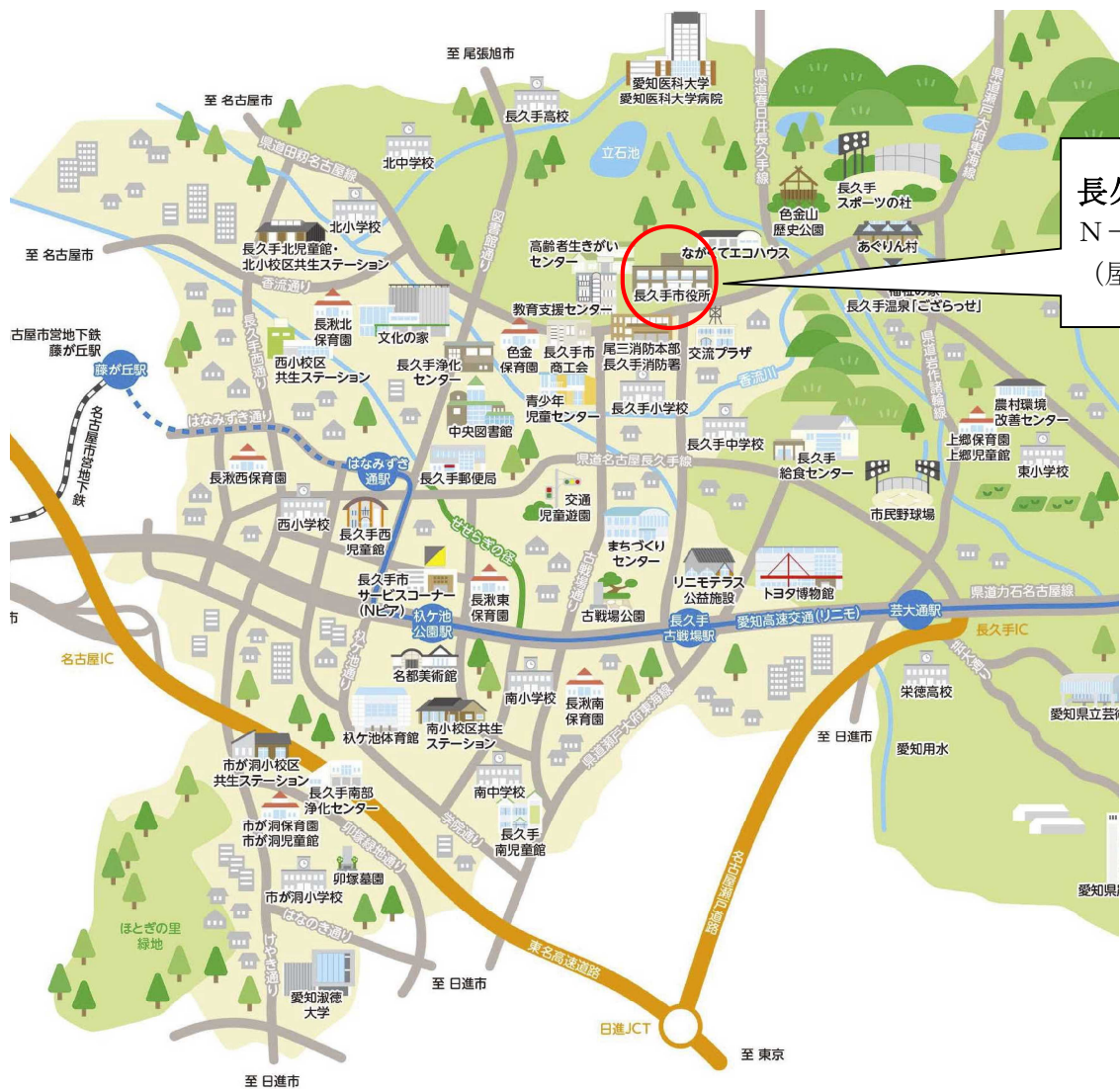
入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

1 貸付物件について

施設名称	設置場所	種類	台数	設置可能 面積	予定価格 (3年総額)	区分
長久手市役所	Nーバス停 「市役所」 (屋外)	清涼飲料水	1	約1.3㎡	360,000円 (参考：月10,000円)	非課税

- 1 貸付物件は、特記仕様書（17、18ページ）のとおりです。
- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースや放熱余地を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるので、それらの支障がないか申込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 設置機種は、省エネ型自販機（エコベンダー）及び災害救援自販機（災害救援ベンダー）としてください。
- 4 現地説明会は行いません。入札参加希望者は、各自で現地確認を行ってください。
- 5 貸付物件の予定価格には、市有財産の貸付料、電気料金、ロケーションマージン等を含みます。
- 6 現地案内図は次ページのとおりです。

現地案内図



長久手市役所
Nーバス停
(屋外)

2 参加者の資格

- 1 入札に参加できるのは、次の全てに該当する個人又は法人です。
 - (1) 個人の場合は、本市に住所を有し、法人の場合は、愛知県内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。
 - (2) この案内書の配布の日（令和7年2月6日）から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績を有していること。
- 2 次に該当する者は、入札に参加することができません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
 - (2) 会社更生法等の適用となる著しい経営不振の状態にある者
 - (3) 税金について滞納のある者
なお、落札候補者が長久手市税に未納がないことについて、本市納税担当課に照会します。
 - (4) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置対象法人等に該当する者
なお、落札候補者について、愛知県愛知警察署へ法人の役員等全員の氏名、生年月日、性別、住所、役職等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

※地方自治法施行令第167条の4及び「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」については、以下を参照してください。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当するものを参加させることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、市有財産の一部を貸し付ける方法により行います。

2 貸付期間

- (1) 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。また、令和10年4月1日から2年を限度に1年を単位として更新できます。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とし、年度ごと、契約書に記載された期限までに納入通知書により一括納付してください。

4 必要経費等の負担

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 電源等の電気工事が必要な場合は、工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。
- (3) 光熱水費（電気料等）については、本市が負担します。ただし、設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる電気使用量等を本市が指定する期限までに報告してください。

5 設置機器の仕様

自動販売機設置の際には、募集要項にある共通仕様書（清涼飲料水）及び特記仕様書に記載された仕様を厳守してください。

6 利用上の制限

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料を期限までに確実に納付してください。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないでください。
- (3) 共通仕様書（清涼飲料水）、特記仕様書及び市有財産有償貸付契約書(案)に記載の事項を遵守してください。

7 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置業者は、投じた有益費などがあっても一切本市に請求することができません。

4 入札参加申込・受付

入札に参加を希望される方は、事前に次の必要書類を提出してください。

- | | |
|--------|--|
| 1 受付期間 | 令和7年2月6日（木）～令和7年2月20日（木）
※土・日・祝日を除く。
午前8時30分～午後5時15分
※郵送の場合は、令和7年2月20日（木）必着。 |
| 2 提出先 | 長久手市役所本庁舎2階
総務部財政課管財係
※郵送の場合は、封筒（表）に「 入札参加申込書在中 」と朱書きしてください。
〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1
長久手市役所 総務部財政課管財係 宛て |
| 3 必要書類 | 入札参加申込書
25ページに様式、26ページに記載例があります。なお、本市のホームページからダウンロードできます。 |
| 4 注意事項 | (1) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限ります。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便としてください。
(2) 期限までに到達しない申込みは無効となりますので、お早めに提出してください。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。
(3) 提出された書類は、一切お返ししませんので了承してください。 |

5 入札に係る質問書の受付

入札に係る質問事項のある者は、次の必要書類等を提出してください。

- | | |
|---------------|--|
| 1 質問書
受付期間 | 令和7年2月6日（木）午前8時30分～
令和7年2月20日（木）午後5時15分
長久手市役所 総務部財政課管財係に質問書（様式任意）を電子メールにより送信してください。 |
| 2 提出先 | 長久手市役所 総務部財政課管財係 あて
電子メール: zaisei@nagakute.aichi.jp
FAX: 0561-63-2100 |
| 3 回答 | 令和7年2月26日（水）午後5時15分までに、本市のホームページにより公開します。 |
| 4 その他 | 質問書の様式は任意ですが、担当者及び連絡先を記載してください。 |

6 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

7 入札日時等

1 入札会場 長久手市役所 本庁舎 3 階 第 4 会議室

2 入札日時 令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 2 時から
（受付開始時間：午後 1 時 3 0 分から）

3 入札書等 (1) 入札書
2 7 ページに様式、2 8 ページに記載例があります。なお、本市のホームページからダウンロードできます。
(2) 委任状
代理人が入札する場合、委任状が必要となります。3 1 ページに様式、3 2 ページに記載例があります。なお、本市のホームページからダウンロードできます。
(3) 入札辞退届
2 9 ページに様式、3 0 ページに記載例があります。なお、本市のホームページからダウンロードできます。

4 注意事項 (1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）が入札時間に遅れた場合は、入札に参加することができません。
(2) 入札者以外は、入場できません。
(3) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
(4) 入室は 1 者につき 1 人のみとします。
(5) 入室した者の所属、氏名及び連絡先は控えさせていただきます。

8 入札金額

入札金額は、貸付期間（3 年）の総額金額を記入してください。予定価格（3 年総額）以上で最も高い価格で入札された者が落札候補者になります。

9 入札書

- 1 入札は、所定の入札書を使用します。27ページに様式、28ページに記載例があります。なお、本市のホームページからダウンロードできます。
- 2 入札は、入札書を封筒（長形3号）に入れ封印（封筒裏面糊付部分）し、「長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る市有財産有償貸付 入札書在中」並びに入札者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）を封筒に表記してください。
- 3 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル等は使用できません。
- 4 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんので、注意してください。
- 5 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 6 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。
- 7 代理人は、複数人の入札を代理することができません。
- 8 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (3) 記入事項を判読することができない入札
 - (4) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (5) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (6) 記名押印のない入札
 - (7) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (8) その他入札の条件に違反した入札

10 入札辞退

- 1 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札執行前にあつては、入札辞退届を長久手市役所総務部財政課管財係に直接持参し、又は入札辞退届を封筒（長形3号）に入れ、「長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る市有財産有償貸付 辞退届在中」並びに入札者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）を封筒に表記し、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 3 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではありません。

1 1 開札

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後直ちに入札者の面前で行います。入札者は、開札に立ち会わなければなりません。
- 2 開札の結果、入札者のうち予定価格（3年総額）以上で最高価格（3年総額）の入札者を落札候補者とします。
- 3 最高価格（3年総額）の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引き、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務に関係のない本市の職員が代行します。
くじによって落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた者全員にその旨を確認してもらいます。

1 2 落札候補者の入札参加資格の確認

落札候補者は次の必要書類等を提出してください。なお、落札候補者に入札参加資格がなかった場合は、次順位の者が次の落札候補者となります。その次順位者以降も入札参加資格がなかった場合は、同様に取り扱います。その場合、本市からその旨を連絡します。

1 受付期間	令和7年3月4日（火）～令和7年3月5日（水） 午前8時30分～午後5時15分 ※郵送の場合は、令和7年3月5日（水）必着
2 提出先	長久手市役所 総務部財政課管財係 ※郵送の場合は、封筒（表）に「 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書類在中 」と朱書きしてください。 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 長久手市役所 総務部財政課管財係 宛て
3 必要書類等	(1) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書 33ページに様式、34ページに記載例があります。なお、本市のホームページからダウンロードできます。 (2) 誓約書 35ページに様式、36ページに記載例があります。なお、本市のホームページからダウンロードできます。 (3) 〈法人の場合〉役員名簿 37ページに様式、38ページに記載例があります。なお、本市のホームページからダウンロードできます。 (4) 〈個人、法人いずれも〉過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績の分かるもの（官公庁に設置した場合は、行政財産目的外使用許可書等の写し、民間施設の場合は、契約書等の写し） (5) 添付書類 〈個人の場合〉住民票の写し、国税及び愛知県税に未納がないことの証明書 1通

〈法人の場合〉履歴事項全部証明書、国税及び愛知県税
に未納がないことの証明書 1 通

ア 国税について（直近 1 年分）

(ア) 個人

税務署が発行した「申告所得税」、「所得税」及び「地方消費税」の納税証明書

（その 3 の 2 未納のないことの証明）

(イ) 法人

税務署が発行した「法人税」、「消費税」及び「地方消費税」の納税証明書

（その 3 の 3 未納のないことの証明）

イ 愛知県税について（直近 1 年分）

愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納の税額がないこと用）

※どちらも発行 3 か月以内のもの（鮮明であれば写しでも可）

※長久手市税に未納がないことについては、本市で確認する。

4 注意事項

- (1) 書類の提出方法は、郵送又は持参に限ります。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便をお勧めします。
- (2) 期限までに到達しない申請や必要書類等が添付されていない申請は無効となりますので、お早めに提出してください。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。
- (3) 提出された書類は、一切お返ししませんので了承してください。

1 3 契約の締結

- 1 落札者には、落札者確定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約書は 1 9 ～ 2 3 ページ（市有財産有償貸付契約書（案））のとおりです。
- 3 契約締結期限は、令和 7 年 3 月 2 4 日（月）です。それまでに貸付契約を締結しないときは、落札者の資格が取り消される場合があります。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る入札に参加できない場合があります。
- 4 契約保証金は、免除とします。
- 5 貸付契約は、入札参加申込人の名義で行います。

1 4 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、本市の発行する納入通知書により納付してください。

Ⅲ 共通仕様書（清涼飲料水）

この共通仕様書（清涼飲料水）は、長久手市を貸付人とし、市有財産借受人（自動販売機設置事業者）を借受人と定め、長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る市有財産有償貸付の仕様、条件等について統一的な解釈及び運用を図るためのものである。なお、この共通仕様書（清涼飲料水）のほか、あわせて特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、特記仕様書に定める設置可能面積内に設置できるものとする。
- (2) 機種は、省エネ型自販機（エコベンダー）及び災害救援自販機（災害救援ベンダー）とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置、契約満了時の撤去に係る費用については、借受人の負担とすること。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、地震対策を施すこと。その際、できる限り既存施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ、苦情等の際の借受人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (7) 借受人は、自動販売機を撤去したときは、借受人の責任と負担のもとに原状復旧を行い、貸付人の確認を受けること。

2 販売品目等の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）とすること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定がない場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パック等、密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、貸付人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 貸付人は、当該自動販売機及び付帯設備等に係る維持管理は一切行わず、借受人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 借受人は、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (3) 借受人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を定期的に行うこと。販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。
- (4) 借受人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

- (5) 借受人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ、苦情等については、借受人の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、貸付人の責に帰さない事由による場合は、借受人が補償すること。
- (8) 借受人は、機種の変換を行う場合は、あらかじめ貸付人に申し出たうえで、貸付人の承諾を受けなければならない。
- (9) 貸付人は、貸付人の責めに帰すべきことが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故、破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、借受人は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は借受人が負担すること。

4 報告書の提出

- (1) 借受人は貸付人に、自動販売機の売上状況及び電気使用量を月ごとに次のとおり報告すること。
 - ア 売上状況
 - (ア) 期間（1 か月分）
 - (イ) 売上本数（本）
 - (ウ) 売上金額（円）
 - イ 電気使用量
 - (ア) 期間（1 か月分）
 - (イ) 電気使用量
 - ウ 報告期限
 - 報告する月の翌月月末まで
 - ※様式は、任意の書式で可とする。
- (2) 借受人は貸付人に、事故等により緊急の事態が発生したときは、その内容、対策等を速やかに報告すること。

5 貸付料の支払

- (1) 借受人は、貸付人の発行する納入通知書により、契約書で定める期限までに納入すること。
- (2) 借受人は、前号の期限内に貸付料を支払わないときは、貸付人に対し、支払期限の翌日から支払いした日までの日数に応じて、支払金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てるものとする。）を遅延利息として支払うものとする。
- (3) 借受人が貸付料及び遅延利息を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料及び遅延利息の合計金額に満たないときは、遅延利息から充当する。

6 契約の解除及び違約金

借受人が、貸付期間中にこの共通仕様書、特記仕様書、入札参加資格等に違反した場合、貸付人は契約の解除及び違約金の支払の請求等を行うことができる。

7 その他

- (1) 借受人は貸付人に、自動販売機を設置する前に設置予定機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) この共通仕様書、特記仕様書及び市有財産有償貸付契約書に定める事柄の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

IV 特記仕様書

1 自動販売機設置場所

所在地	施設名称・設置場所	設置可能面積	設置台数
長久手市岩作城 の内60番地1	長久手市役所・ Nーバス停「市役所」 (屋外)	約1.3㎡ (幅約1.3m×奥行約1m)	1台

2 特記仕様

- (1) 設置機種は、省エネ型自販機（エコベンダー）及び災害救援自販機（災害救援ベンダー）とし、缶、ペットボトル、紙パック等密閉式容器に入った清涼飲料水等を取り扱う自動販売機とする。
- (2) 設置は本市（総務部財政課管財係）と協議のうえ行うものとする。なお、営業開始日が令和7年4月1日以降の日となった場合においても、設置事業者は貸付料の減免、返還又はその他の補償を求めることはできない。

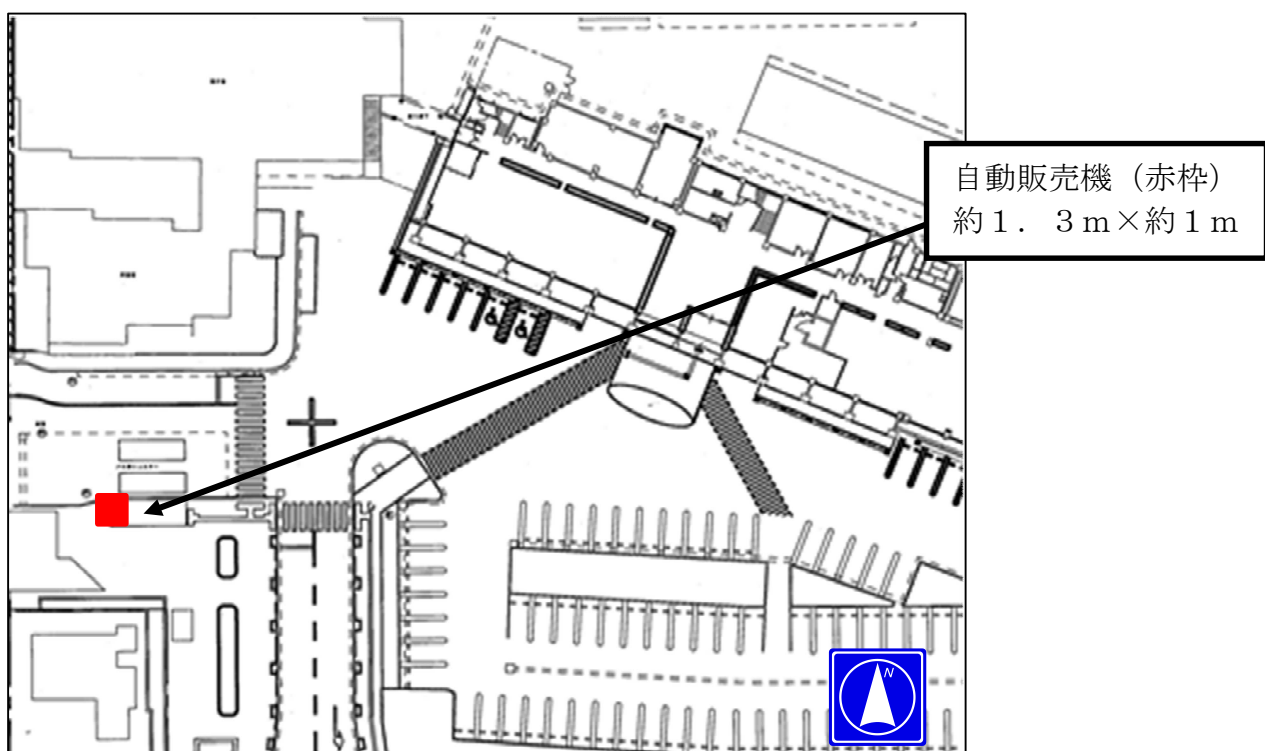
3 参考事項

設置場所は、Nーバス（市内巡回バス）利用者、市役所来庁者及び市職員の利用が可能である。Nーバス停「市役所」は、全8ルートの起点であり、1日に84便（平日）・64便（休日）が発着する。なお、記載事項は、あくまでも参考とすること。

4 必要経費等の負担

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とする。
- (2) 電源等の電気工事が必要な場合は、工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とする。
- (3) 光熱水費（電気料等）については、本市が負担する。ただし、設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる電気使用量等を本市が指定する期限までに報告すること。

5 設置場所案内図



V 市有財産有償貸付契約書（案）

貸付人 長久手市（以下「貸付人」という。）と借受人〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人、借受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	施設名称・設置場所	設置可能面積	設置台数
長久手市岩作城の内 60番地1	長久手市役所 Nーバス停「市役所」 (屋外)	1. 3 m ²	1 台

（用途の指定）

第3条 借受人は、専ら貸付物件を「自動販売機の設置」の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書（清涼飲料水）及び特記仕様書の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。
なお、営業開始日が令和7年4月1日以降となった場合でも貸付期間の延長は行わない。

（契約更新等）

第5条 借受人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和10年4月1日から2年を限度（最長で令和12年3月31日まで）に、1年を単位としてこの契約の更新を申請できる。

2 前項に定める借受人の申請は、各年11月末日までに貸付人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもってこの契約は満了する。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金《落札価格（非課税）》円

（貸付料の支払）

第7条 借受人は、前条に定める貸付料を次に掲げるとおり、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年度	納付金額（円）	納入期限
令和7年度	《落札価格÷36か月×12か月》	令和7年5月末
令和8年度	《落札価格÷36か月×12か月》	令和8年5月末
令和9年度	《落札価格÷36か月×12か月》	令和9年5月末

(第5条の定めにより契約更新された場合の納付期限)

年度	納付金額 (円)	納入期限
令和10年度	《落札価格÷36か月×12か月》	令和10年5月末
令和11年度	《落札価格÷36か月×12か月》	令和11年5月末

(遅延利息)

第8条 借受人は、前条の期限内に貸付料を支払わないときは、貸付人に対し、支払期限の翌日から支払いした日までの日数に応じて、支払金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てるものとする。)を遅延利息として支払うものとする。

(充当の順序)

第9条 借受人が貸付料及び遅延利息を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料及び遅延利息の合計額に満たないときは、遅延利息から充当する。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、免除する。

(契約不適合)

第11条 借受人は、この契約締結後、民法(明治29年法律第89号)以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、貸付物件に数量の不足その他の契約不適合を発見しても、履行の追完、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに本契約の解除をすることができない。

(維持保全義務)

第12条 借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第13条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責めを負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て借受人の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保に供することができない。

(実地調査等)

第15条 貸付人は、貸付物件について使用状況及び販売状況を調査するため、借受人に対し報告又は資料の提出を随時求めることができる。

2 貸付人は、借受人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら実地調査し、借受人に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

3 借受人は、正当な理由がなく報告又は資料の提出を怠ったり、拒んだりしてはならない。

(違約金)

第16条 借受人は、第4条及び第5条に定める貸付期間中に次の各号のいずれ

れかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

- (1) 第3条及び第14条に定める義務に違反したとき。

金《落札金額÷36か月×21か月》円

- (2) 第15条に定める調査等を拒んだとき。

金《落札金額÷36か月×7か月》円

- 2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

- (2) 本市又は国、本市を除く地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

- (3) 借受人が、手形若しくは小切手が不渡りになったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。

- (4) 借受人が、差押・仮差押・仮処分、競売・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

- (5) 借受人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

- (6) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

- (7) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。

- (8) 借受人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

- (9) 借受人の資産、信用、組織、目的その他事業に重大な変動を生じ、又は借受人が合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

- (10) 借受人が貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると貸付人が認めたとき。

- (11) 前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 貸付人は、借受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、借受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、借受人に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消

された場合を含む)。

- (3) 借受人が、公正取引委員会が借受人に独占的状态があったとして行った排除措置命令に対し、独占禁止法第77条の規定により排除措置命令等の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 借受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 借受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 借受人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る無催告解除)

第19条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じて、貸付人は、その責を負わないものとする。

- (1) 法人等(法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(原状回復)

第20条 借受人は、第4条及び第5条に定める貸付期間満了により、この契約が終了したとき又は前3条の規定により契約が解除されたときは、貸付人が指定する日までに貸付物件を原状回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第21条 既に徴収した貸付料は、返還しない。ただし、貸付人は、第17条第2号の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受

人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償請求等)

第22条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 貸付人が、第17条第2号の規定により、この契約を解除した場合において、借受人に損失が生じたときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

3 借受人は、貸付人の責めに帰すべき事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、貸付人にその賠償を請求できるものとする。

(有益費の請求権の放棄)

第23条 借受人は、第4条及び第5条に定める貸付期間が満了したとき又は第17条から第19条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議の上、これを定めることとする。

(合意管轄)

第26条 本契約に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

貸付人

長久手市岩作城の内60番地1
長久手市
代表者 長久手市長

借受人

VI 入札に関する様式

- 1 入札参加申込書
- 2 入札書
- 3 入札辞退届
- 4 委任状
- 5 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
- 6 誓約書
- 7 役員名簿

入札参加申込書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

(申込人) 住所

氏名
(名称及び代表者名)

印

長久手市役所Nーバス停(屋外)自動販売機設置に係る市有財産有償貸付の入札に参加したいので、募集要項を承知の上、申し込みます。

施設名称	設置場所	種類
長久手市役所	Nーバス停「市役所」(屋外)	清涼飲料水

担当者氏名： _____

連 絡 先： _____

記載例

入札参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

(申込人) 住所

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎

印

法人の場合⇒
氏名

(名称及び代

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎

代表
者印

長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る市有財産有償貸付の入札に参加したいので、募集要項を承知の上、申し込みます。

施設名称	設置場所	種類
長久手市役所	Nーバス停「市役所」（屋外）	清涼飲料水

担当者氏名： 長湊 四郎

連絡先： 000-0000-0000

入 札 書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

入札者 住所

氏名
(名称及び代表者名)

印

長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る市有財産有償貸付において、下記のとおり入札します。

記

入札 金額 (3年 総額)	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、次の物件の貸付料

- 1 施設名称
- 2 設置場所
- 3 種類
- 4 台数
- 5 設置可能面積

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。(タテ)

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。ただし、金額の訂正はできない。

3 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に金を記入すること。

4 記載する金額は、貸付期間（3年）の総額金額（税抜）を記入すること。

記載例

入 札 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎 印

入札者 住所

法人の場合⇒

氏名

(名称及び代表

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎

代表
者印

長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る市有財産有償貸付において、下記のとおり入札します。

記

入札 金額 (3年 総額)	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
			金	〇	〇	〇	〇	〇	〇

ただし、次の物件の貸付料

- 施設名称
長久手市役所
- 設置場所
Nーバス停「市役所」（屋外）
- 種類
清涼飲料水
- 台数
1台
- 設置可能面積
約1.3㎡

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。（タテ）
- 2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。ただし、金額の訂正はできない。
- 3 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に金を記入すること。
- 4 記載する金額は、貸付期間（3年）の総額金額（税抜）を記入すること。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

長久手市長 殿

入札者 住所

氏名
(名称及び代表者名)

印

長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る市有財産有償貸付において、下記のとおり入札を辞退します。

記

- 1 施設名称
- 2 設置場所
- 3 種類
- 4 台数
- 5 設置可能面積
- 6 辞退理由

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。（タテ）

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

入 札 辞 退 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

個人の場合⇒

長久手 太郎

印

法人の場合⇒

氏名

長久手株式会社

(名称及び代表者)

代表取締役 長久手 一郎

代表
者印

記

- 1 施設名称
長久手市役所
- 2 設置場所
Nーバス停「市役所」(屋外)
- 3 種類
清涼飲料水
- 4 台数
1台
- 5 設置可能面積
約1.3㎡
- 6 辞退理由


注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。(タテ)

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

委 任 状

(代理人) 住 所

氏 名 _____ 印
(名称及び代表者名)
電話番号 () _____
携帯番号 () _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 7 年 3 月 3 日実施の長久手市役所Nーバス停（屋外）自動販売機設置に係る市有財産有償貸付の入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

長久手市長 殿

(委任者) 住 所

氏 名 _____ 印
(名称及び代表者名)

記載例

委任状

(代理人) 住 所 長久手市岩作城の内〇番地〇〇

氏 名 尾張 太郎 印
(名称及び代表者名)
電話番号 (***) **—****
携帯番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇—〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 7 年 3 月 3 日実施の長久手市役所Nーバス停(屋外)自動販売機設置に係る市有財産有償貸付の入札に関する一切の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

(委任者) 住 所

個人の場合⇒

氏 名 _____

(名称及び代表者名)

長久手市岩作城の内〇〇番地〇

長久手 太郎

印

法人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇

長久手株式会社

代表取締役 長久手 一郎

代表
者印

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

(申請者) 住所

氏名
(名称及び代表者名)

印

下記入札において、落札候補者となりましたので、制限付き一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

施設名称	設置場所	種類
長久手市役所	Nーバス停「市役所」(屋外)	清涼飲料水

注 申請の際には、この申請書のほかに次の書類が必要です。

- ・誓約書
- ・過去3年以内に、自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績の分かるもの
- 【個人の場合】
 - ・住民票の写し
 - ・国税及び愛知県税に未納がないことの証明書
- 【法人の場合】
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・国税及び愛知県税に未納がないことの証明書
 - ・役員名簿（別添のとおり）

担当者氏名： _____

連絡先： _____

記載例

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎 印

(申請者) 住所

法人の場合⇒

氏名

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎 代表者印

(名称及び代表者名)

下記入札において、落札候補者となりましたので、制限付き一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

施設名称	設置場所	種類
長久手市役所	Nーバス停「市役所」(屋外)	清涼飲料水

注 申請の際には、この申請書のほかに次の書類が必要です。

- ・誓約書
- ・過去3年以内に、自ら管理・運営する自動販売機(清涼飲料水等)を設置した実績の分かるもの
 - 【個人の場合】
 - ・住民票の写し
 - ・国税及び愛知県税に未納がないことの証明書
 - 【法人の場合】
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・国税及び愛知県税に未納がないことの証明書
 - ・役員名簿(別添のとおり)

担当者氏名： 長湫 四郎

連絡先： 000-0000-0000

誓 約 書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

氏名
(名称及び代表者名)

印

下記事項について誓約いたします。

これが、事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について不服申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされております。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。
- 4 法人の場合
役員が、暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

記載例

誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇

長久手 太郎

印

氏名

法人の場合⇒

(名称及び代表者名)

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇

長久手株式会社

代表取締役 長久手 一郎

代表
者印

下記事項について誓約いたします。

これが、事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について不服申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 2 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。
- 4 法人の場合
役員が、暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

役員名簿

名 称			
所在地			
役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	

※法人の役員について記載すること。

記載例

役員名簿

名 称	〇〇〇株式会社		
所在地	愛知県長久手市岩作城の内〇〇番地		
役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
代表 取締役	(ながくて いちろう) 長湫 一郎	M・T・S・H 46・11・1	長久手市岩作城の内〇番地〇〇
取締役	(ながくて はなこ) 長湫 花子	M・T・S・H 48・12・10	長久手市岩作城の内〇番地〇〇
取締役	(やぎこ じろう) 岩作 次郎	M・T・S・H 50・7・12	長久手市岩作城の内〇番地〇〇
	()	M・T・S・H ・	代表役員については、法人登記簿（履歴事項証明書）に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載すること。
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	
	()	M・T・S・H ・	

※法人の役員について記載すること。

(問合先)

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市役所 総務部財政課管財係

電 話 0561-56-0606
